

75歳以上の方と65歳～74歳で一定の障がいのある方が対象

長寿医療制度 後期高齢者医療制度のお知らせ

●新しい保険証(被保険者証)に変わります

現在ご使用いただいています保険証は、平成21年7月31日をもって有効期限が満了となりますので、8月以降はご使用が出来なくなります。7月中に新しい保険証の更新手続きを行います。

なお、新しい保険証は有効期限が平成23年7月31日までの**2年間**となり、用紙の色も青色から**黄色**に変わります。

更新日時については、後日、回覧にてお知らせします。

●減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)をお渡しします

減額認定証は、住民税非課税世帯の方が入院した際の医療費や食事代などの自己負担限度額を軽減するために必要なものです。

現在ご使用いただいています減額認定証は、平成21年7月31日をもって有効期限が満了となりますので、8月以降はご使用が出来なくなります。現在交付されている方は、保険証の更新のときに新しい減額認定証をお渡しします。**8月1日**からはそちらをご使用ください。交付されていない方は、保険証の更新時に申請をしてください。

なお、新しい減額認定証は、用紙の色が緑色から**橙色**に変わります。

●「高額医療・高額介護合算療養費制度」について

同じ世帯の加入者(被保険者)の方全員が、1年間に支払われた医療保険と介護保険の自己負担額の合計が基準額を超えたときは、その超えた金額を「高額医療・高額介護合算療養費」として支給します。

区 分		自己負担額の合計の基準額
現役並み所得者		67万円(89万円)
一 般		56万円(75万円)
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	31万円(41万円)
	区分Ⅰ	19万円(25万円)

通常、毎年8月からその翌年の7月末までの医療保険と介護保険の自己負担額の合計をもとに計算します。

なお、平成20年4月から制度が開始されたため、平成21年度に限り、平成20年4月から平成21年7月末の16か月間の合計額で計算することもできます。その場合の自己負担額の合計の基準額は、()内の金額です。

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合 電話 011-290-5601
町民課 生活環境グループ 電話 5-1115(町民課直通)